

# 主体システムの意思決定モデル

長谷川 公 一

## はじめに

本稿は、構造-機能分析の方法によって、主体システムの意思決定をモデル構成したものである。なお、構造-機能分析のなかにも幾つかの考えかたがあるが、本稿が依拠しているのは、吉田民人<sup>(1)</sup>や小室直樹<sup>(2)</sup>によって彫琢された「一般機能主義」<sup>(3)</sup>(吉田)である。

一般に、システムの相互連関関係は次のしかたで論じられる。まず、システムの行動単位に、一定の行動仮定が与えられ、次にこれを前提として、各行動単位間の相互連関関係が議論される。代表的なものは、経済学における一般均衡理論である。そこでは、主体行動の理論が行動単位に関する行動仮定を論じ、これを受けて市場の理論が主体間の相互連関関係を論じるという構成がとられている。私は、社会学における行為理論と社会システム論もまた、前者は行動単位の行動仮定を論じ、後者は行動単位間の相互作用を論じるものとして、自覚的に理論構成されていくべきだと考える。本稿は、このような企図による立論の第一歩である。

ところで、行動単位間の相互作用のみならず、行動単位の行動仮定そのものを相互連関システムとしてモデル構成することもできる。先に述べた、経済学における主体行動の理論においても、極大行動は、相互連関的に選択される<sup>(4)</sup>のである。本稿は、まさに、一般均衡理論の論理を延張する<sup>(5)</sup>ことによって、意思決定過程を相互連関的なシステムとして構成した試みである。

なお、本稿は、命題系として構成されている。本稿の命題は、前提命題(assumption)および定義命題(definition)であるが、命題番号中の a, d, の文字によって、その別を明らかにしておいた。本稿は、仮定と定義を積み重ねることによって構成されている。

## 主体システムの意思決定モデル

社会システムにおける行動単位として、本稿が注目するのは、主体システムである。

1 d 主体システムは一単位として、行為過程を遂行する能力をもつシステムである。

主体(以下、主体システムを略記)は、社会学が対象とするさまざまなシステムのなかで、行為過程を遂行する能力をもつところの特殊なシステムである。

1.1 d 行為過程は意思決定過程および実行過程からなる。

意思決定をともなわないような行動は、本稿の射程外である。例えば、反射や情動的行動、習慣による行動などは捨象されている。「選択」のプロセスをともなうような行為に対象は限定されて

いる。

主体は、個人主体であっても、集合主体であってもよいものとする。なお、一単位の主体においては、つねに一元的に意思決定がなされるものと仮定し、集合主体における「意思決定の合成」の問題は捨象する。

また、本稿では、実行過程の議論を略し、意思決定過程のみを阻上にのせた。実行過程から区別された意味での意思決定過程は、大きく、行為の選択と行為の帰結の評価の二つからなる。前者を狭義の意思決定とよび、本稿はこれのみをとりあげる。(以下の考察については、図1を参照しながら読みすすまれたい。)

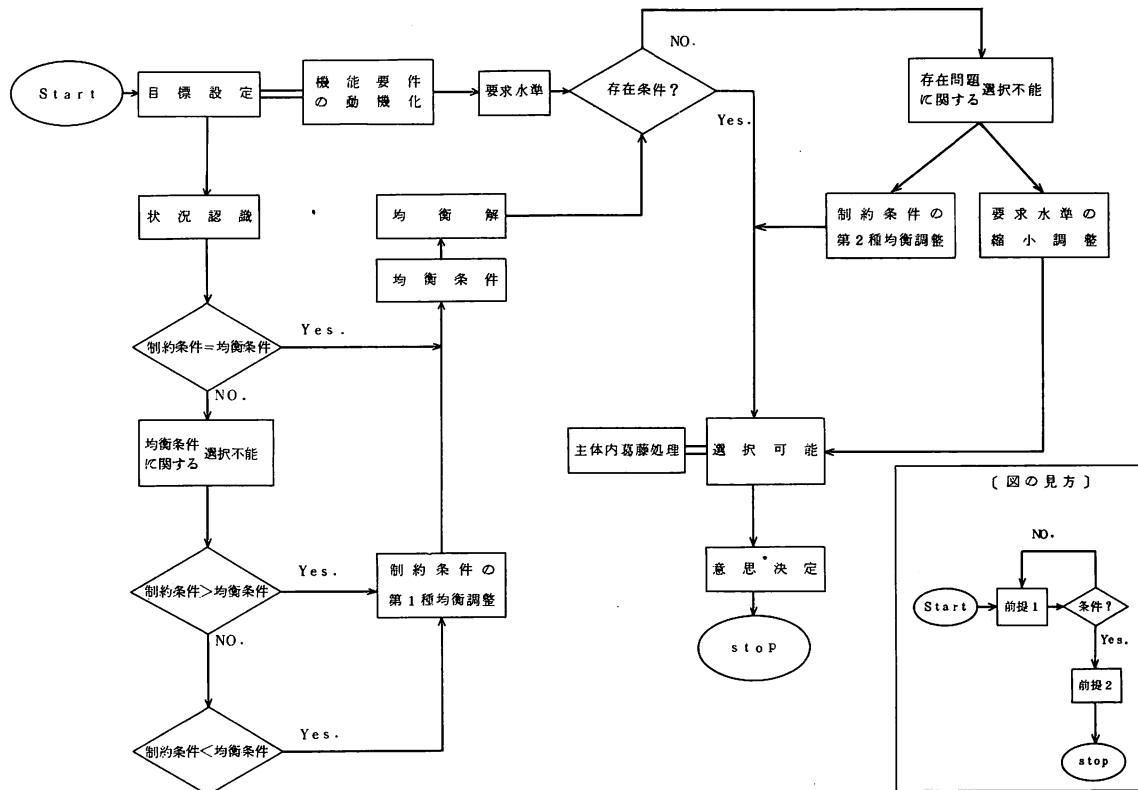


図 1 主体の意思決定モデル

1.2 d 主体の意思決定とは、目標設定、状況認識、結果予測の過程をとおして、意思決定システムを解くことである。

主体の意思決定をこのようなひとつづきの過程からなるものとしてモデル構成する。目標設定、状況認識、結果予測の各項は、それ自体一つの意思決定とみなすこともできようが、本稿では1.2で定義した意思決定の要素であるとする。

以下の議論を先取りしていえば、

1.2.1 d 単位行為別の資源配分の組を内生変数として(1.4.1)、要求水準(1.2.2.1)、制約条件(1.4.2)、予測関数(1.6.2)からなるシステムが意思決定システムである。

順に説明していこう。

1.2.2 d 主体の目標設定とは、一つ以上の機能要件<sup>(6)</sup>について、それぞれ一定水準以上の充足を動機化することである。

1.2.2.1 d 動機化された機能要件の一定水準を要求水準という。

すべての機能要件が動機化されるとは限らないが(私は開機能要件説<sup>(7)</sup>の立場に立つ)、以下では、動機化された要件についてのみ考察する。そうして、次のように仮定する。

1.2.3 a 主体の機能要件は一つ以上の行為の組み合わせによって充足される。

行為はどのように定義されるだろうか。

1.3 d 主体の行為とは、主体にインプットされた資源を変換することによって、主体および環境の変化をアウトプットすることである。

このように定義された行為は、行為過程と区別して単位行為とよぶこともできる。

1.3.1 a 行為過程においては、一つ以上の単位行為が遂行される。

ここで、上記の資源とは最広義の概念である。

1.3.2 d あるシステムの制御の対象となりうる、当該システムおよび環境を構成しているところのすべての要素を資源という。

1.3.2.1 a 資源は、①情動的資源、②物的資源、③人格的資源、④關係的資源、⑤時間の五つに類型化できる。

ここでは、情動的資源に関してのみ付言しておく。<sup>(8)</sup>

1.3.2.1.1 d 情動的資源とは、物的資源を構成要素として含まないところの制御機能をもつ資源である。

一般に、情動的資源は何らかの物的資源を「のりもの」として、伝達あるいは貯蔵される。例えば、言語は、音声や、書かれた文字といった物的資源をのりものとして、伝達されたり、貯蔵されたりするのである。書物やレコードは、厳密には情動的資源そのものではなくて、情動的資源と物的資源のある組み合わせである。

以上をふまえて、ある情動的資源がはたす制御機能に注目するときには、とくに情報とよぶことにする。<sup>(9)</sup>

また、環境は、他主体をも含む、当該システム外の一切の要素の集合である。話を行為にもどそう。

1.3.3 a 主体および環境の変化は、主体の機能要件の充足水準を変化させる。

機能要件のある充足水準は行為の結果として定まるのである。

さて、主体はどのように意思決定するのか、また何を意思決定するのか、これが本稿の主題である。次の命題は、本稿全体の要約である。

1.4 a 主体は資源の単位行為別配分を相互連関的に意思決定する。

意思決定とは、いふなれば、設定された目標に対する手段選択、あるいは各行為別の費用配分の決定である。主体は、機能要件の要求水準を充足しうるように、各単位行為への資源配分を相互連関的に決定するのである。

1.4.1 a 意思決定システムの内生変数は、単位行為別に配分されるべき資源の組である。<sup>(10)</sup>

また、主体はある状況のなかで意思決定を行う。

1.4.2 d 主体の状況認識とは、単位行為に対する制約条件（制限条件）の組を特定化することである。

次のようにいうこともできる。

1.4.2.1 a 主体の状況認識は連立方程式体系としてあらわされる。<sup>(1)</sup>

ただし、連立方程式といっても、代数式によってあらわされる必要はない。ここで、連立方程式というのは、制約条件の組であればよく、かならずしも、数量化やオペレーションの特定化を要請しない。その意味で、連立方程式という呼びかたは、現在の数理社会学の水準のもとで、一種のアナロジーにとどまっている。

1.2で述べたように、私のモデルでは意思決定システムの解として、意思決定の内容が与えられる。ただし、意思決定システムを構成する連立方程式がつねに解をもつとはかぎらない。

1.4.3 d 内生変数の値を定めるにたる制約条件の組を均衡条件という。<sup>(2)</sup>

例えば、未知数の数と方程式の数的一致すれば均衡条件たりうる場合がある。<sup>(3)</sup> 均衡条件たりえない場合には、決定過剰と決定過少の二つの場合がある。

1.4.3.1 d 制約条件の数が多過ぎて、解を定めえないか、<sup>(4)</sup> 制約条件の数と未知数の数的一致しても、解が空集合になる場合を決定過剰という。<sup>(5)</sup>

1.4.3.2 d 制約条件が解を定めるのに不足である場合が決定過少である。<sup>(6)</sup>

決定過剰または決定過少であるとき、主体はどのように対処するのか。私は次のように仮定した。

1.4.4 a 決定過剰または決定過少であるとき、主体はつねに均衡条件たりうるように、制約条件を調整する。これを第1種均衡調整という。

1.8で命題化されるが、主体は、決定が不可能な意思決定システムを決定が可能になるまで調整する、これが、私のモデルの基本前提である。次の二つが、第1種均衡調整の代表的なやりかたである。

1.4.4.1 a 決定過剰であるとき、主体は制約条件の削減、おきかえ、内生変数の追加、おきかえ等によって、制約条件間の矛盾を解消させる。

典型的には、主体はより「重要」でないとみなしている制約条件を順に決定過剰が解消するまで消去していくことが想定される。決定過剰が「深刻」な場合には、連立方程式は全面的に作り直さなければならないかもしれない。

1.4.4.2 a 決定過少であるとき、主体は制約条件の追加、おきかえ、内生変数の削減、おきかえ等によって、均衡条件たりうるように制約条件を調整する。

端的には、内生変数、制約条件の増減、おきかえ等の操作によって、決定過剰の場合には、制約条件を「ゆるめる」ことが、決定過少の場合には、制約条件を「きびしくする」ことが、それぞれ求められているといえよう。

ところで、制約条件を、このように任意に操作することが、なにゆえ可能なのだろうか。制約条件は、主体の状況認識をあらわしているのであった。制約条件の第1種均衡調整は、意思決定の困難（決定過剰、決定過少）に際して、主体が迫られるところの状況認識の変更（状況の再定義）を概念化したものである。制約条件の第1種均衡調整において、多く、主体は操作の容易な要素から順に調整していくことが予想される。

また、注意すべきは次の点である。

意思決定の内容は、（意思決定システムの）均衡解<sup>(17)</sup>として与えられるが、そのことが意思決定の「合理性」<sup>(18)</sup>を保証するというわけではない。現実の制約条件と、主体によって認識され、連立方程式体系として構成された制約条件の間には「ズレ」があるかもしれないからである。

1.5 d 意思決定システムを構成している制約条件と、現実の制約条件との間の乖離を状況認識の錯誤という。

状況認識の錯誤は、決定過剰や決定過少が「深刻」であるほど、一般に大きくなり、錯誤の度合に応じて、解の「不合理性」が増大する。ただし、制約条件に状況認識の錯誤がないならば、すべての制約条件を満足するという意味で、均衡解は合理的であるといえることができる。

次に、結果予測のプロセスに移行する。

1.6 a 主体は得られた均衡解に対して、存在問題の吟味によって行為の結果を予測する。

存在問題の吟味は、一般に①均衡解が一義的かどうか、②<sup>(19)</sup>有意な解であるかどうかに関してなされるが、ここでは、①はみたされたものとして捨象し、②の有意性に関してのみ議論する。そうして、有意な解とは、要求水準を充足しうるような解であると規定する。

1.6.1 a 意思決定システムにおける存在問題の吟味は各要件の要求水準に関して行う。

1.6.2 a 要件別の予測関数に均衡解を代入し、関数の値が要求水準を下回らなければ、存在問題はみ<sup>(20)</sup>たされる。

ここで、予測関数とは、一般の意思決定理論でいうところの目標関数に相当するものである。

存在問題の吟味は、動機化された全ての要件に関して行われる。

- 1.6.3 d 動機化された全ての要件に関して、存在問題がみたされるとき、意思決定システムは選択可能であるという。

つまり、この場合には、解にしたがって行為すれば、全ての要件に関して要求水準を充足しうる事が予測されたのであり、主体は解にしたがって実行過程を遂行すればよいわけである。

私は先に、制約条件が均衡条件たりえない場合の解決策を論じたが、さらに存在問題がみたされない場合の主体の方策を検討してみよう。

- 1.7 d 意思決定システムにおいて、均衡条件がみたされないか、あるいは存在問題がみたされないとき、意思決定システムは選択不能であるといひ、前者を均衡条件に関する選択不能、後者を存在問題に関する選択不能という。

- 1.7.1 d 意思決定システムが選択不能であるとき、主体は主体内葛藤にあるという。

次の命題が、私の意思決定理論の柱である。

- 1.8 a 意思決定システムが選択不能であるとき、主体は選択可能になるまで、均衡調整しなければなら<sup>(21)</sup>ない。

主体内葛藤に対応して

- 1.8.1 d 意思決定システムが均衡調整によって選択可能になることを主体内葛藤処理という。

では、どのようにして意思決定システムは均衡調整されるのだろうか。

- 1.8.2 a 意思決定システムの均衡調整には、次の三つがある。

- ① 均衡条件に関して選択不能である場合には、制約条件の第1種調整を行う。(1.4.4)
- ② 存在問題に関して選択不能である場合には、要求水準の縮小調整、または、
- ③ 制約条件の第2種均衡調整を行う。

②, ③については次に説明する。

- 1.8.3 d 要求水準の縮小調整とは、予測関数の値以下に、要求水準を切り下げることによって、意思決定システムを選択可能にする<sup>(22)</sup>ことである。

つまり、解はいじらずに、要求水準の方を切り下げることである。例えば、がまんやあきらめである。ただし、行為の結果としての「現実への妥協」ではなく、実行過程以前の結果予測における妥協である。

ところで、要求水準の縮小調整は無限に可能であるというよりも、一定の限界があると仮定した方が、現実妥当性が高いだろう。この限界を縮小限界と呼ぶ。<sup>(23)</sup>

1.8.3.1 a 要求水準は、縮小限界を下回って縮小調整されることはない。

要求水準の縮小調整に対して、要求水準を変えることなく、解の方を変えるのが③の解決法である。

1.8.4.d 制約条件の第2種均衡調整とは、予測関数の値が要求水準を充足しうるように、制約条件のパラメータの操作によって、予測関数に代入する解の値を変えることである。<sup>(24)</sup>

一般に、内生変数の値の操作は、パラメータの操作によってなされる。

例としては、行為に投入する総資源量を増大させる。能率のよい道具や方法を用いることにする、規範による制御を厳格にする、あるいは緩和することなどがあげられる。なお、ここでも、解の値が大きく変化させられるほど、状況認識の錯誤が増大しやすいと仮説できる。

以上が意思決定の一連のプロセスをモデル構成したものである。<sup>(25)</sup>簡単にふりかえてみよう。

主体は、要求水準の動機化(1.2.1)というかたちで目標を設定し、目標達成のための手段を各行為への資源配分の決定というかたちで選択する(1.4)。資源配分は行為に際しての全ての制約条件を満足し、しかも、行為の結果として、全ての要件に関して、要求水準を充足することが予測しうるものでなければならない(1.6.3)。この二つの条件を満足しうるように資源配分を決定することが、意思決定における課題である。

そうして、このような課題は容易に解決しうるとはかぎらない。考慮すべき制約条件は余りに多いかもしれず(決定過剰1.4.3.1)、あるいは、当該行為をなすにあたって、何が考慮すべき重大な制約条件であるかわからないかもしれない(状況認識の錯誤をとともなり決定過少1.4.3.2)。さらに、制約条件の幾つかを切り捨て(1.4.4.1)、あるいは制約条件を探索して追加する(1.4.4.2)などによって、ようやく解をもとめても、そのような解にしたがって行為したのでは、満足しうる結果をもたらさないことが予想されるかもしれない(存在問題に関する選択不能1.7)。

けれども、このような困難、すなわち主体内葛藤(1.7.1)が存在しても、主体は現実何らかの選択に迫られている。主体内葛藤は処理されなければならない。<sup>(26)</sup>意思決定システムの均衡調整(1.8.2)の三類型は、この「不条理」な過程をモデル化したものである。

ところで、意思決定システムが均衡調整によって選択可能になるとき、選択の困難をもたらしていた障害は解消したのだろうか。

選択不能な意思決定システムを選択可能にする模索過程<sup>(27)</sup>のなかで、思いもかけないアイデアが生



まれたり、現実認識が深められていく場合もあるには違いない。また要求水準の縮小調整のみによって選択可能になった場合には均衡調整したことによって状況認識の錯誤が増大することはない。

けれども、制約条件の第1種均衡調整、制約条件の第2種均衡調整によって選択可能になった場合には、便宜的に選択可能になったにすぎない場合があるかもしれない。この場合には、選択不能をもたらしていた諸困難は客観的には解消していないのである。状況認識の錯誤が増大することによって選択可能になったのである。状況認識の錯誤は、実行過程の困難や要求水準の不充足をもたらす原因である。<sup>(8)</sup>

以上のごとく、内生変数、制約条件、均衡条件、存在問題の特定化を通じて、意思決定の論理を明らかにした。読者もまた、このような方法を用いて、それぞれの課題にアプローチされたい。

### 註

(1) 吉田〔1974〕

(2) 小室〔1974〕

(3) 一般機能主義とは、構造-機能分析の方法的意義を強調し、これを〈相互連関分析+制御分析〉として定式化しようとする立場である。一般機能主義は、①社会構造、機能要件、機能等の基本的諸概念、分析枠組を方法的に整備し、そのことによって、②Parsons 理論に対して加えられた、規範主義的偏向の批判、コンフリクトや社会変動を分析しえない静態的理論であるとする批判など、古典的批判を克服することを意図している。また、③一般機能主義のイデオロギー性を否定し、マルクスを一般機能主義の先駆者として再評価する。一般機能主義は、このような特徴をもっている。なお、拙稿〔1978;p.p.19-p.p.45〕では、一般機能主義の立場から、構造-機能分析の方法と課題を概括、整理した。一般機能主義に対する鋭利な批判として、橋爪〔1978〕は必読である。

(4) 簡便のため、交換の一般均衡を前提すれば、主体(消費者)は、予算制約式のもとで、効用関数の極大化をはかると仮定されている。主体的均衡条件(〔1〕式)が、主体の極大行動における変数の相互連関をあらわしている。

$$[1] \begin{cases} P_1 x_1 + \dots + P_n x_n = M \\ \frac{\partial v}{\partial x_1} - \lambda P_1 = 0 \\ \frac{\partial v}{\partial x_2} - \lambda P_2 = 0 \\ \dots\dots\dots \\ \frac{\partial v}{\partial x_n} - \lambda P_n = 0 \end{cases} \left( \begin{array}{l} P_1, P_2, \dots, P_n \text{ は } n \text{ 財の価格、 } M \text{ は所得で} \\ \text{あり、これらが主体の意思決定システムの外} \\ \text{生変数である。 } x_1, x_2, \dots, x_n \text{ は } n \text{ 財の} \\ \text{需要量であり、ラグランジュ乗数 } \lambda \text{ ととも} \\ \text{に内生変数をなしている。 } v \text{ は } x_1, x_2, \dots, \\ x_n \text{ を内生変数とする効用関数の値である。} \end{array} \right)$$

(5) 一般均衡理論における均衡条件、存在問題、安定条件という分析論理を延長して、構造-機能分析に導入したのは小室である。分析の具体例には、広瀬〔1970〕小室〔1972〕などがある。なお、本稿では、安定条件の検討は捨象した。

- (6) 富永健一のように、機能要件を当該の社会システムについてのみ設定し、主体をはじめとする、当該社会システムの各構成要素についても機能要件を設定することには反対する論者もいる。主体が個人主体である場合、機能要件として代表的なものは欲求や価値である。
- (7) 機能要件についてはAGIL図式のごとく、どのようなシステムにも妥当する一般的枠組をあらかじめ設定する閉機能要件説と、分析対象とするシステムに応じて、個別的に機能要件を設定してよいとする開機能要件説とがある。前者は体系性が高いが、こじつけに陥りやすく、後者は個々の分析力に秀れても理論的整備が困難であるという、ちょうど裏腹の長所短所がある〔小室, 1974; p.p.35-8〕。
- (8) 物的資源、人格的資源、関係的資源の定義は長谷川〔1978; p.p.52-3〕をみよ。ただし、ここでは、資源から時間を除いている。
- (9) 私は、吉田の情報-資源処理パラダイムにおける情報と情動的資源の関係のあいまいさを、情動的資源=情報としたうえで、制御機能の有無によって機能的に区別することで克服したいと考えた。吉田において情報処理用具は、情動的資源に含まれるが、私の類型では物的資源ということになる〔吉田, 1974; p.198, 長谷川, 1978; p.p.47-p.p.53〕。
- (10) 単位行為  $i$  に配分される資源の組(テューブル)は  $\chi_{ij}$  を行為  $i$  への資源  $j$  ( $j=1, m$ ) の配分量として、次の一般形であらわされる。
- [2]  $\chi_i = (\chi_{i1}, \chi_{i2}, \dots, \chi_{in})$ ,
- なお  $\chi_{ij}$  は nominal な変数であってよい。
- (11) 主体の状況認識は記号的には次の一般形であらわされる。
- [3]  $F_i(\chi_1, \chi_2, \dots, \chi_i, \dots, \chi_n; \alpha_1, \alpha_2, \dots, \alpha_n) = 0$
- ただし、 $i=k, \chi_i = (\chi_{i1}, \chi_{i2}, \dots, \chi_{in}), \alpha_1, \alpha_2, \dots, \alpha_n$  は制約条件のパラメータである。
- (12) 経済学には主体均衡と市場均衡の二つの均衡概念があり、均衡条件とは主体均衡を成立させるための必要条件、または市場均衡を成立させるための必要条件をいう。本稿は、均衡条件を解を定めうるような制約条件の組と規定し、経済学における均衡条件の論理を一般化したものである。極大行動が前提とされていないことに注意を促したい。
- (13) [3]式(11)において、未知数の数と方程式の数が一致するとは  $k=mn$  となることである。
- (14) [3]式(11)において、一般に  $k > mn$  であれば決定過剰である。
- (15) 数学的には不定の場合が代表的である。例えば、
- $$\begin{cases} y = x + 3 \\ y = x + 7 \end{cases} \quad \text{の場合である。}$$
- (16) [3]式(11)において、一般に  $k < mn$  であれば決定過少である。
- (17) 均衡解および均衡について、長谷川〔1978; p.p.25-8〕では次のように整理した。

0.3 システムが均衡であるとは、構造(0.22)が変化しないかぎり、内生変数の値が変化しないことである。

このような均衡の定義は、物理学における均衡概念、化学における均衡概念、経済学における均衡概念、ゲーム理論における均衡概念を含む、最も一般的な定義である。

0.3 1 システムが均衡であるときの内生変数の値を均衡解という。

.....

0.3 5 システムが均衡であるための必要十分条件は、均衡条件、存在問題、安定条件の、いずれもが満足されることである。

(18) ここで「合理性」とは適切さといった程度の意味である。

(19) 均衡解の一義性とは、かならずしも均衡解が一点であることを要請しないものとする。吉田にしたがって、私は均衡解は一定の範囲であってもよいと考える。範囲均衡をも含みうるように一義性の意味は拡張されねばならない。一義性の範囲は、研究者の関心とモデルの性質に応じて特定化すればよいと考える。

(20) 要件 $\alpha$ の予測関数を $F_{\alpha i}$  ( $i=1, m$ )、[3]式(1)を解いて得られた均衡値を $X_1^0, X_2^0, \dots, X_n^0$ 、要件 $\alpha$ の要求水準(1.2.1.1)を $R_\alpha$ とすれば

$$[4] F_{\alpha i}(X_1^0, X_2^0, \dots, X_n^0) \geq R_\alpha \quad (i=1, m)$$

が成立するとき、要件 $\alpha$ に関して存在問題はみたされる。

なお、要求水準、予測関数の値は要件ごとに完全順序関係にある(つまり、どのような値でも相互に比較可能である)と仮定する。

また、 $F_\alpha(X_1^0, X_2^0, \dots, X_n^0)$ ではなくて、 $F_{\alpha i}(X_1^0, X_2^0, \dots, X_n^0)$  ( $i=1, m$ )であるのは、 $X_1^0$ が一点ではなくて、 $m$ 組の値をとりうる(10、範囲概念(19)だからである。

(21) 均衡(17)でない意思決定システムは均衡に至るまで変動しなければならないと仮定しているわけである。

(22) 記号的には、次のようにあらわされる。

$$[5] F_{\alpha i}(X_1^0, X_2^0, \dots, X_n^0) < R_\alpha \quad (i=1, m)$$

であるとき、

$$[6] F_{\alpha i}(X_1^0, X_2^0, \dots, X_n^0) \geq R'_\alpha$$

たりうるように要求水準を縮小( $R_\alpha \rightarrow R'_\alpha$ )することが要求水準の縮小調整である。

(23) 吉田[1974; 207]の必要最低水準の発想を継承している。

経済学の例としては操業停止点がある。完全競争企業は短期の場合、価格が平均可変費用の最低点を下回るならば生産を停止すると仮定されている。この平均可変費用の最低点を短期の操業停止点という。企業の要求水準を価格であらわすならば、操業停止点は縮小限界とみなすことができる。

(24) 記号的には、次のようにあらわされる。

$$[7] F_{\alpha i}(X_1^0, X_2^0, \dots, X_n^0) < R_\alpha \quad (i=1, m)$$

であるとき、

$$〔8〕 F_{a_i}(X_1', X_2', \dots, X_n') \geq R_a \quad (i=1, m)$$

たりうるように ( $X_j'$  は均衡調整後の新均衡値)

$$〔3〕 i(X_1, X_2, \dots, X_n; \alpha_1, \alpha_2, \dots, \alpha_\ell) = 0$$

の  $\alpha_1, \alpha_2, \dots, \alpha_\ell$  の値を操作することである。

②⑤ なお、吉田の状相変動モデルは私の発想に大きな示唆を与えているので、対応関係を述べておきたい。結論的にいえば、彼の許容均衡は私の選択可能に、非許容均衡は存在問題に関する選択不能に、許容不均衡および非許容不均衡は均衡条件に関する選択不能に対応している。ただし、私のモデルでは、均衡解に対してのみ存在問題を吟味するので「不均衡」に対しては「許容—非許容」の判定を行わない。なお、このことによる理論的損失はない。また、吉田においては、選好—許容基準の上方調整によって許容が非許容に、下方調整によって非許容に移行するが、後者は私の要求水準の縮小調整に対応する。他方、与件設定の縮小調整によって均衡が不均衡に、拡大調整によって不均衡が均衡に移行するが、後者は私の制約条件の第 1 種均衡調整および第 2 種均衡調整に対応する〔吉田, 1974; p.p.202-p.p. 215〕。

ただし、両者の理論枠組と対象の相異によって、上記の対応関係は必ずしも厳密なものではない。

構造—機能分析による、変動と「コンフリクト」の説明という課題に対して、吉田は「許容軸」と「均衡軸」の峻別という視点から、小室は、均衡条件、存在問題、安定条件という経済学における一般均衡分析の分析用具を延長することによって、それぞれの立場から答えようとした。本稿は、吉田の問題提起を受け継ぎ、小室の方法を中核に構成したものである。

②⑥ 「……いくつかの価値の次元をねじふせ、切り捨てて人は一つの行動を選ぶ。(中略)人間的な実践における存在論的な構造としての非条理とは、このように絶対的に通約不可能な多次元性を、刻々に一回かぎりの選択の中で一次元化することを強いられてあることである。」(傍点原著者)〔見田, 1972; p.p.10-1〕

②⑦ 意思決定論において、代替案の比較は中心論点の一つである。私のモデルにおいて、選択可能に至る模索過程が、代替的選択肢の比較を含んでいることは、長谷川〔1978; p.p.97-8〕で論じた。

②⑧ この問題については、長谷川〔1978; p.p.119-p.p.123〕で論じた。

## 参 考 文 献

- |         |      |  |
|---------|------|--|
| 小 室 直 樹 | 1972 | 「規範社会学」川島武宜編『法社会学の基礎 2』(法社会学講座 4) 岩波書店所収 p.p.203 - p.p.322 |
|         | 1974 | 「構造—機能分析の論理と方法」青井和夫編『理論社会学』(社会学講座 1) 東大出版会所収 p.p.15-p.p.80 |
| 橋 爪 大三郎 | 1978 | 『構造=機能理論の射程と限界』(手稿)  |
| 長谷川 公 一 | 1978 | 『対立関係の一般理論』—意思決定モデルの視角から—(1978年度修士論文)                      |

- 広瀬和子 1970 『紛争と法』勁草書房  
 見田宗介 1972 「価値空間と行動決定」『思想』1972.8 578号 p.p.1 - p.p.16  
 吉田民人 1974 「社会体系の一般変動理論」青井編前掲書 p.p.189 - p.p.233

[ 付 言 ]

本稿は、東京大学大学院社会学研究科に提出された修士論文〔長谷川、1978〕の一部を加筆、再構成したものである。修士論文は、本稿の意思決定モデルを用いて対立関係の分析を意図したものである。

対立関係の一般理論 —意思決定モデルの視角から—

目 次

第1章 構造—機能分析の方法	第3節 継起的行為過程と 価値システム
第1節 構造—機能分析と システム分析	
第2節 制御機能と資源	第3章 両立不能性と対立処理過程
第2章 主体システムの行為過程	第1節 対立認知と 主体内対立処理
第1節 主体システムの 意思決定（本稿）	第2節 影響力と社会統制
第2節 実行部門の制御と 充足度評価	第3節 主体間対立処理
	終章 社会構造と対立処理システム
	結語

本論文（付録とも300枚／400字詰）および論文要約（50枚／400字詰）の複写サービスを行いません。興味をもたれた読者は御利用ください。

問合せ先：〒161 新宿区西落合1丁目27-13 落合フラット201

長谷川 公一 ☎ 03-950-1355

（はせがわ こういち）